

土地の新たな活用を考えてみませんか？

まちなかで増えすぎた駐車場が、将来の土地の資産価値を低下させる要因となることが懸念されています。にぎわいを創出し土地の資産価値を高める**新たな活用**を考えてみませんか？

駐車場の増加がまちなかにぎわい低下に繋がることが予想されます

人口や自動車保有台数の伸びが頭打ちとなっている一方で、駐車場の供給はそれらを上回るペースで増加しています。その結果、以下のようなスパイラルで**まちなかにぎわい低下**に繋がることが予想されます。

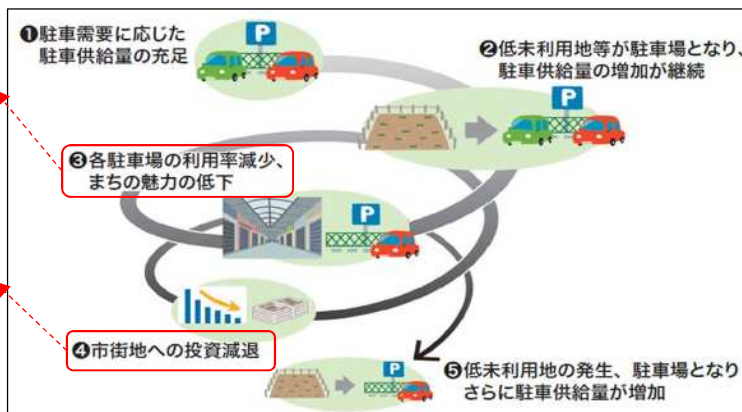
●まちなかにぎわいが低下する負のスパイラル

各駐車場の利用率減少、まちなかの魅力の低下

駐車場が増えすぎると利用率が低下し、駐車場業者からの賃料の引下げを招く可能性があります。

市街地への投資減退

駐車場の増えすぎによりまち歩きを楽しむのが失われ、まちなかの魅力が低下した結果、投資が減退し、土地の資産価値が低下する可能性があります。

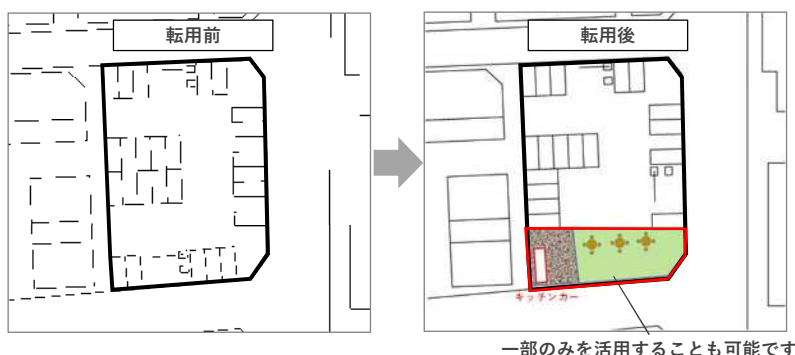


出典/ 駐車場便覧2020 (一般社団法人 全日本駐車協会)

新たな土地活用を考えてみませんか

SNSの広がりやコロナ禍を契機とし、まちなかにおいて開放的な屋外で食事を楽しむことのできる**キッチンカー**や、イベントなど多目的に利用できる**オープンスペース**が注目されています。**一時的に転用を試してみることも可能**です。新たな土地活用を考えてみませんか？

●コインパーキング活用のイメージ



●新たな活用による効果



**あなたの土地が新たなにぎわいの場所となり、
活気あるまちなかの維持に繋がります！**



駐車場（低未利用地）を活用するための支援制度があります。詳しくは裏面をご確認ください！

低未利用地の土地活用を支援する制度があります

低未利用地を活用し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出に繋がる事業に対しては、**国や自治体から税制の優遇や補助金といった支援制度**があります。

オープンスペース化した土地や設置した償却資産に対する減税



**民間敷地を
オープンスペース化**※

※ 誰もが利用できる広場など

オープンスペース化にかかる費用の補助

画像出典/国土交通省「まちなかウォークアブル推進事業について」

●まちなかウォークアブル推進税制

民地部分のオープンスペース化を行った場合に、固定資産税・都市計画税を軽減します。

固定資産税

都市計画税

課税標準額を
1/2に軽減（5年間）

- ・オープンスペース化する土地の固定資産税、都市計画税
- ・芝生、イス・テーブル等、償却資産の固定資産税

●まちなかウォークアブル推進事業

民地部分のオープンスペース化にかかった費用を補助します。

オープンスペース化
に係る費用

1/2を補助

- ・既存舗装やフラップ板の撤去費用
- ・芝生やイス・テーブル等の整備費用

※支援制度の活用には対象となる施設等の要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

民間駐車場の土地活用事例実際の活用事例

全国の市街地で民間駐車場を活用した、**歩いて楽しいまちづくりに繋がる取組**が始まっています。

●わいわい!! コンテナ（佐賀市）



画像出典/わいわい!! コンテナプロジェクト HP

▲民間駐車場に芝生広場を整備した例

雑誌や絵本、漫画を閲覧できる「読書コンテナ」のほか、ワークショップなどを行える「交流コンテナ」、期間限定ショップや展示などが開ける「チャレンジコンテナ」を設置し、年間約7万人もの市民に利用されています。

●新栄テラス（福井市）



画像出典/福井市HP
「低未利用地の利活用について（新栄テラスの実施）」

▲民間駐車場に多目的広場を整備した事例

フリーマーケットやダンス等の発表の場所として一般に貸し出すほか、定期的開催されるビアパークが利用者や周辺の商店店主からも好評で、契約を更新しながら現在も継続されています。

気になった方はこちらまで

■お問い合わせ先

岡山市都市整備局 都市・交通部 市街地整備課 計画・指導係

電話：(086) 803-1383

メール：shigaichiseibi@city.okayama.lg.jp